

(ご説明資料)

『経営者保証免除特例制度』のご案内

1. 「経営者保証に関するガイドライン」対応制度のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新たな融資や既存融資の保証契約の見直しを希望されるお客さま向けの「経営者保証に関するガイドライン」対応制度として、『経営者保証免除特例制度』のお取り扱いを開始いたしました。

⇒ 『経営者保証免除特例制度』のご案内、『経営者保証に関するガイドライン』のご案内 をご覧ください。

2. 事務スキームのご案内（お願い）

『経営者保証免除特例制度』では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、法人と経営者の一体性の解消が図られていることについて、税理士等の財務、経理の専門家の皆さまにご確認いただくスキームを導入しております。

『経営者保証免除特例制度』の適用を希望されるお客さまから確認のご依頼がありました際は、ご協力をお願い申し上げます。
⇒ ご利用いただけるかたの要件（概要）と事務スキーム をご覧ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

ご利用いただけるかたの要件（概要）と事務スキーム

《ご利用いただけるかたの要件（概要）》 以下のすべてを満たすかた

（カッコ内は『経営者保証人免除特例制度』のご案内の「ご利用いただけるかた」（以下「制度案内」といいます。）との対応関係）

- (1) 事業資金の融資取引が3年以上あり、直近3年間、返済に遅延の無いこと（制度案内①）。
- (2) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況にあること（制度案内②・③）。
- (3) 「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」を適用済みであること（制度案内⑤）
- (4) 法人と経営者の一体性の解消が図られていることについて、公認会計士、税理士または財務状況等の検証を行うことができる認定経営革新等支援機関の確認を受けていること（制度案内④）。

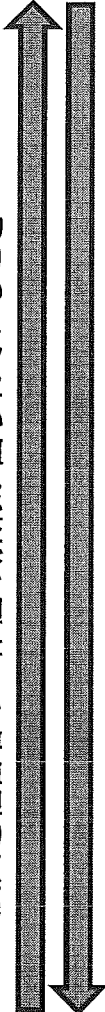


① 次の内容について検証を依頼

- a 「中小企業の会計」を適用していること
- b 法人と経営者の一体性の解消が図られていること

中小企業・
小規模企業等
の皆さま

税理士等の
財務、経理の専門家
の皆さま



② 次の確認書面により検証結果を通知

- a 「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」
または「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」
- b 「法人と経営者の一体性の解消に関する確認書」
(別添の公庫様式をご覧ください。)

- ③ 融資申込
保証免除申請
(②の検証結果
を添付)
- ③ 融資実行
保証免除承諾

日本公庫
国民生活事業
各支店

【「経営者保証に関するガイドライン」に沿った確認項目】

- 1. 資産、経理・会計の分離
- 2. 法人と経営者との間の資金のやり取りの適切性

(参考1) 経営者保証に関するガイドライン (抜粋)

4. (1) ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士をいう。以下同じ。）による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

(参考2) 経営者保証に関するガイドラインQ&A (抜粋)

(Q.4-1) 4 (1) ①について、経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合、主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めることが求められていますが、具体的に主たる債務者や経営者はどのような対応すればよいのでしょうか。

(A) 法人の事業用資産の経営者個人所有の解消や法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止等、法人の資産・経理と経営者の資産・家計を適切に分離することが求められます。例えば以下のような対応が想定されます。

➤ 資産の分離については、経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、経営者の都合によるこれらの資産の第三者への売却や担保提供等により事業継続に支障を来す恐れがあるため、そのような資産については経営者の個人所有とはせず、法人所有とすることが望ましいと考えられます。なお、経営者が所有する法人の事業活動に必要な資産が法人の資金調達のために担保提供されたり、契約において資産処分が制限されているなど、経営者の都合による売却等が制限されている場合や、自宅が店舗を兼ねている、自家用車が営業車を兼ねているなど、明確な分離が困難な場合においては、法人が経営者に適切な賃料を支払うことで、実質的に法人と個人が分離しているものと考えられます。

➤ 経理・家計の分離については、事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としないなどの対応が考えられます。

なお、上記のような対応を確保・継続する手段として、取締役会の適切な牽制機能の発揮や、会計参与の設置、外部を含めた監査体制の確立等による社内管理体制の整備や、法人の経理の透明性向上の手段として、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成や対象債権者に対する財務情報の定期的な報告等が考えられます。

また、こうした対応状況についての公認会計士や税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示がなされることが望ましいと考えられます。